

平成26年度授業シラバスの詳細内容

| | | | | |
|---------------|--|-----|-------------|---------|
| 科目名(英) | スポーツ法学 (Sports Law) | | 授業コード | E042601 |
| 担当教員名 | 鈴木 照夫 | | 科目ナンバリングコード | E30705 |
| 配当学年 | 3 | 開講期 | 前期 | |
| 必修・選択区分 | 選択 | 単位数 | 2 | |
| 履修上の注意または履修条件 | 他の科目の修得を履修条件とすることおよび人数制限は行いません。 | | | |
| 受講心得 | 講義内容をしっかりとノートにとってください。 私語をしないようにしてください。 携帯電話等は電源を切って鞆の中にしまっておいてください。 | | | |
| 教科書 | | | | |
| 参考文献及び指定図書 | 講義の進行に従って適宜紹介します。 | | | |
| 関連科目 | 憲法A、憲法B、行政法、民法ⅠA、民法Ⅱ、労働法ⅠA、労働法ⅠB、労働法ⅡA、労働法ⅡB | | | |

| | |
|-------|--|
| 授業の目的 | 今日、スポーツをめぐる法的問題は、選手の契約・移籍に関する問題、肖像権に関する問題、事故に関する問題、ドーピングと人権の問題、スポーツ団体と競技者との関係に関する問題、その他多岐にわたり、また急増しています。また、一口にスポーツ法と言っても、スポーツ基本法などのスポーツに関する特別な法律だけでなく、民法、労働法その他さまざまな法分野が関わり、さらに、スポーツルールや団体規約などのスポーツ固有法もあります。本講義では、このように複雑多岐にわたるスポーツ法の現代的課題について、幅広く理解することを目的とします。 |
| 授業の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ法とは ・スポーツ権 ・スポーツ紛争と仲裁制度 ・スポーツ事故の法的責任 ・プロスポーツ選手の法的地位 |

| ○授業計画 | |
|--|----------------------------|
| 学修内容 | 学修課題(予習・復習) |
| 第1週：スポーツ法学の意義 日本では、スポーツに関する法律が体系的に整備されているわけではありません。また、従来はスポーツに関する法律問題も各法分野で部分的に議論されてきたにすぎません。しかし、ようやく20数年前からこれを体系的に研究する必要性が認識され、スポーツ法学という用語も定着してきました。この新しい法分野であるスポーツ法学の意義を学びます。 | ノート整理 配付資料 |
| 第2週：スポーツ法の法源 法源とは法の存在形式をいいます。これには、成文法(制定法)と不文法とがあります。成文法には憲法、法律、命令、条約、条例などがあり、不文法には慣習法、判例、条理などがあります。スポーツ法の法源を順次概説します。 | ノート整理 配付資料 |
| 第3週：スポーツ権とスポーツ基本法 スポーツをする権利＝スポーツ権の法的性格について学びます。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であると宣言するスポーツ基本法の概要を説明します。 | ノート整理 配付資料 |
| 第4週：スポーツ紛争とスポーツ仲裁制度 スポーツをめぐる紛争には、裁判所での解決になじまないものがあります。また、わが国の裁判制度の現状(裁判の長期化、費用が高額等)からは、裁判によっては本当の意味での救済が得られない場合もあります。そこで、裁判外の代替的紛争解決手続きの必要性が説かれていました。日本では、2003年6月に日本スポーツ仲裁機構が設立されました。その制度内容と課題について解説します。 | ノート整理 配付資料 事例について考える |
| 第5週：スポーツと人権(1)－外国人に関する問題 スポーツは、国籍・人種・言語等を超越して、平等に参加し競技できることが原則です。しかし、実際には外国人の国内大会での参加には、なお制約があります。また、いわゆる「外国人選手枠」もあります。これらの問題について考察します。 | ノート整理 配付資料 事例について考える |
| 第6週：スポーツと人権(2)－ドーピングをめぐる問題 ドーピング検査は、「すべてのスポーツ選手の利益のため、スポーツ界での公正に寄与するため」実施されています。しかし、検査が選手のプライバシー等を侵害することにはならないのか、判定結果・処分の不透明性、等が問題となります。この点を考察しま | ノート整理 配付資料 事例について考える |

| | | |
|--|----------------|----------------------------|
| 第7週：スポーツ事故と法的責任(1)－総論 | | |
| スポーツ事故について刑事上・民事上の責任が問題となる場面を解説します。さらに、スポーツに「内在する危険」、「危険の引き受け」等の理論について学びます。 | | ノート整理 配付資料 事例について考える |
| 第8週：スポーツ事故と法的責任(2)－刑事責任 | | |
| スポーツ活動において事故が生じた場合に、これに関与した人々が刑事責任を問われることがあり得るのか、について学びます。とくにスポーツ大会などの主催者または指導者が責任を問われるのかが問題となります。 | | ノート整理 配付資料 判例検討 |
| 第9週：スポーツ事故と法的責任(3)－民事責任 | | |
| スポーツ事故における民事上の責任について、責任を問われる当事者の類型ごとに検討します。具体的な裁判例をもとに、その注意義務の内容・程度を考察します。 | | ノート整理 配付資料 判例検討 |
| 第10週：スポーツ事故と法的責任(4)－施設・設備の瑕疵 | | |
| 施設・設備の瑕疵を理由とする損害賠償責任について学びます。どのような場合に瑕疵があったとされるのか、という判断基準について具体的裁判例をもとに考察します。 | | ノート整理 配付資料 判例検討 |
| 第11週：プロスポーツ選手の法的地位(1) | | |
| わが国のプロスポーツ選手の法的地位について、まず代表的なプロ野球選手の契約制度、ドラフト、FA制度、ポスティングシステム、仲裁制度、参稼報酬調停制度等を取り上げ学びます。 | | ノート整理 配付資料 事例について考える |
| 第12週：プロスポーツ選手の法的地位(2) | | |
| 労働組合日本プロ野球選手会について学びます。設立の経緯、労働委員会の資格審査、活動の概要、ストライキ等について解説します。 | | ノート整理 配付資料 判例検討 |
| 第13週：プロスポーツ選手の法的地位(3) | | |
| Jリーグの選手契約制度、移籍制度、代理人制度、仲裁制度、障害補償等について学びます。 | | ノート整理 配付資料 事例について考える |
| 第14週：プロスポーツ選手の法的地位(4) | | |
| 前3回のまとめとして、プロ野球とJリーグの契約制度等の比較検討を行います。 | | ノート整理 配付資料 演習問題 |
| 第15週：プロスポーツ選手の法的地位(5) | | |
| アメリカ4大プロスポーツリーグやヨーロッパのプロスポーツ選手(とくにサッカー)と日本のプロスポーツ選手の法的地位について比較比較検討を行います。 | | ノート整理 配付資料 演習問題 |
| 第16週：期末試験 | | |
| 第1週から第15週までの内容について試験を実施します。 | | ノート・配付資料整理 |
| 授業の運営方法 | (1)授業の形式 | 「講義形式」 |
| | (2)複数担当の場合の方式 | |
| | (3)アクティブ・ラーニング | |
| 備考 | | |

| | |
|-----------------------------|--|
| ○単位を修得するために達成すべき到達目標 | |
| 【関心・意欲・態度】 | スポーツの世界も法とは無縁ではないことを理解し、スポーツに関する法的問題に取り組むことができる。 |
| 【知識・理解】 | スポーツ法の現代的課題に関する基本的知識を身につけている。 |
| 【技能・表現・コミュニケーション】 | スポーツに関する法的問題を的確に説明することができる。 |
| 【思考・判断・創造】 | 法的思考に慣れる。 |

| ○成績評価基準(合計100点) | | | 合計欄 | 100点 |
|--|---------------------|-------------------|------------------|------|
| 到達目標の各観点と成績評価方法の関係および配点 | 期末試験・中間確認等 (テスト) | レポート・作品等 (提出物) | 発表・その他 (無形成果) | |
| 【関心・意欲・態度】 ※「学修に取り組む姿勢・意欲」を含む。 | 10点 | | | |
| 【知識・理解】 ※「専門能力(知識の獲得)」を含む。 | 70点 | | | |
| 【技能・表現・コミュニケーション】 ※「専門能力(知識の活用)」「チームで働く力」「前に踏み出す力」を含む。 | 10点 | | | |
| 【思考・判断・創造】 ※「考え抜く力」を含む。 | 10点 | | | |
| (「人間力」について) ※以上の観点に、「こころの力」(自己の能力を最大限に発揮するとともに、「自分自身」「他者」「自然」「文化」等との望ましい関係を築き、人格の向上を目指す能力)と「職業能力」(職業観、読解力、論理的思考、表現能力など、産業界の一員となり地域・社会に貢献するために必要な能力)を加えた能力が「人間力」です。 | | | | |

| ○配点の明確でない成績評価方法における評価の実施方法と達成水準の目安 | |
|------------------------------------|-----------------|
| 成績評価方法 | 評価の実施方法と達成水準の目安 |
| レポート・作品等 (提出物) | |
| 発表・その他 (無形成果) | |